

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 特定計量器定期検査

○ 保安林の解除予定

○ 保安林の指定予定

○ ”

○ ”

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 一般競争入札の実施

○ 県営土地改良事業の換地処分

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ ”

○ ”

○ ”

○ ”

健康推進課

工業技術センター

治山課

”

”

”

道路整備課

”

”

経営支援課

農政企画課

耕地課

建築指導課

”

”

”

”

”

”

”

○ ” ” ”

【人事委員会】

○ 職員団体の登録の取消し

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

○ ”

○ ”

○ 一般競争入札の実施

【公立大学法人岡山県立大学】

公立大学法人岡山県立大学

県立大学

”

”

”

”

”

”

”

”

人事委員会

選挙管理委員会

”

”

”

警務課

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

◎岡山県告示第三百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年七月二十一日

指定を辞退した医療機関

名称

中山薬局下方店

所在地

真庭市下方五七九―五

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和五年七月二日

◎岡山県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市北区長野字昆沙門山六六七の一〇、六六七の一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市北区長野字昆沙門山六七一の一九から六七一の二一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町物見字外輪谷八八の九から八八の一・二まで、字宮ノ谷二一九、字堀内ノ上二二三、二二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ谷二一九・字堀内ノ上二二三・二二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市川上字宝伝二〇八四の一、二〇八五の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宝伝二〇八五の二（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町物見字坂谷奥一〇七七の二、一〇七七の四、字古屋奥一五四五の一、一五四五の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂谷奥一〇七七の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇七七の四、字古屋

奥一五四五の一、一五四五の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

◎岡山県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三二三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山下長田字宮田二〇九二番二地 先から 真庭市蒜山下長田字宮田二〇六六番一地 先を経て 真庭市蒜山下長田字宮田二〇八〇番五地 先まで	真庭市蒜山下長田字宮田二〇九二番二地 先から 真庭市蒜山下長田字宮田二〇六六番一地 先を経て 真庭市蒜山下長田字宮田二〇八〇番五地 先まで	新	一四・〇〇 三二・〇〇	二八〇・〇
		旧	一四・〇〇 三一・〇〇	二八〇・〇
		七・六〇 一九・〇〇	二五三・〇	

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三二三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山下長田字竹花二〇三八番地先 から 真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇〇番 一地先を経て	真庭市蒜山下長田字竹花二〇三八番地先 から 真庭市蒜山下長田字原下河原一八〇〇番 一地先を経て	新	九・二〇 三四・五〇	一八三〇・〇
		旧	(メートル)	(メートル)

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 別所下長田線
 三 道路の区域

真庭市蒜山下長田字河原一五五二番一 地先まで	真庭市蒜山下長田字竹花二〇三八番地 先	真庭市蒜山下長田字河原一八〇〇番 一 地先を経て	真庭市蒜山下長田字河原一五五二番一 地先まで
旧			
七・六〇 二〇・三	九・二〇 三四・五		
一九六九・〇	一八三〇・〇		

真庭市蒜山下長田字ハヤシ一四八二番六 地先から	真庭市蒜山下長田字河原一五五七番二 地先まで	真庭市蒜山下長田字ハヤシ一四八二番六 地先から	真庭市蒜山下長田字ハヤシ一四八二番一 地先まで
新	旧		
八・六〇 二八・六	八・六〇 二二・二		
二〇六・七	五二・三		

◎岡山県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	別所下長田線	真庭市蒜山下長田字ハヤシ一四八二番六地先から真庭市蒜山下長田字河原一五五七番二地先まで	令和五年七月二十一日

◎岡山県告示第三百七十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 指定の区間

区 間	延長（m）	指定の部分
新見市高尾字桜田六二五番一四地先から 新見市高尾字土上二二七〇番四地先まで	八七七・〇	上下線

〔三六六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山

所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社ストライプインターナショナル

住所 岡山市北区幸町二―八

代表者の氏名 代表取締役 立花 隆典

ほか三者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）

名称 株式会社ストライプインターナショナル

住所 岡山市北区幸町二―八

代表者の氏名 代表取締役 川部 将士

ほか三者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和四年十一月二十一日ほか

二 届出年月日

令和五年七月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年七月二十一日から同年十一月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三六七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月21日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入等件名
岡山県農林水産総合センターで使用する電気の調達
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
農林水産総合センター 農業研究所	赤磐市神田沖1174-1	3,015,000kwh
農林水産総合センター 生物科学研究所	加賀郡吉備中央町吉川 7549-1	4,788,000kwh
農林水産総合センター 畜産研究所 (管理棟)	久米郡美咲町北2272	597,000kwh
農林水産総合センター 畜産研究所 (養豚ゾーン)	久米郡美咲町北2272	381,000kwh
農林水産総合センター 畜産研究所 (大家畜ゾーン)	久米郡美咲町北2272	1,113,000kwh
農林水産総合センター 畜産研究所 (まきばの館)	久米郡美咲町北2272	543,000kwh
農林水産総合センター 森林研究所 林業研究室	勝田郡勝央町植月中1001	150,000kwh
農林水産総合センター 森林研究所 木材加工研究室	真庭市勝山1884-2	282,000kwh
農林水産総合センター 水産研究所	瀬戸内市牛窓町鹿忍 6641-6	1,452,000kwh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の9施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの年間合計金額(税抜)の9施設分の3年分の合計

(6) その他 金額をもって、入札金額とすること。

(4)の使用予定電力量は、令和4年4月から令和5年3月までの使用実績等に基づき算定した3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

農林水産総合センター農業研究所、農林水産総合センター生物科学研究所の2箇所については、令和6年3月までにPPA（電力購入契約）を導入する予定としており、(4)で示している使用予定電力量が減となる見込みである。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に關し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7537

(2) 申請書の提出期限

令和5年8月22日（火） 午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

〒709-0801 赤磐市神田沖1174番1号
岡山県農林水産総合センター総務課経理班
電話 (086) 955-0271

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年7月21日(金)から同年8月29日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。
また、岡山県農林水産総合センターのホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/site/22/>)からダウンロードすることができる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月5日(火) 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年9月4日(月)午後5時を受領期限とする。

イ 場所

赤磐市神田沖1174番1号

岡山県農林水産総合センター 1階第4会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年9月4日(月)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture,
Forestry and Fisheries, Research Institute buildings
12,321,000 kWh

(2) Delivery period :
From 1 October, 2023 through 30 September, 2026

(3) Delivery place :
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Agriculture (main building)

1174-1 Koudaoki, Akaiwa-shi
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Biological Sciences
7549-1 Yoshikawa, Kibichuo-cho, Kaga-gun

Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Livestock Science
(Administrative building)

2272 Kita, Masaki-cho, Kume-gun
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Livestock Science (Pig Zone)

2272 Kita, Masaki-cho, Kume-gun
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Livestock Science (Cattle Zone)

2272 Kita, Masaki-cho, Kume-gun
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Livestock Science (Makibanoyakata)

2272 Kita, Masaki-cho, Kume-gun
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Forest and Forest Products Forestry
Laboratory

1001 Uetsukinaka, Shoo-cho, Katsuta-gun
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Forest and Forest Products Timber
Processing Research Laboratory

1884-2 Katsuyama, Maniwa-shi
Okayama Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and
Fisheries, Research Institute for Fisheries Science
6641-6 Kashino, Ushimado-cho, Setouchi-shi

(4) Time limit for tender :
10:00 A.M. 5 September, 2023 (by mail 5:00 P.M. 4 September, 2023)

(5) Contact point for the notice :
General Affairs Division, Okayama Prefectural Technology Center for
Agriculture, Forestry and Fisheries Research Institute
1174-1 koudaoki, Akaiwa-shi, Okayama-ken, 709-0801, Japan
TEL 086-955-0271 (direct dial)

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

〔三六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 地区名

山手地区 第2工区、第3工区

二 換地処分年月日

令和五年七月六日

〔三六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字寺ノ西五六六一八、五六六一九、五六六一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市沖新町二―七ピアチェーレ三〇三

白神健太郎

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五九号

〔三七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字寺ノ西五六六一二一、五六六一二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島長尾七三一―サンダグレイスD二〇二

川内 健悟

川内 里美

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四六〇号

〔三七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字畑間一―二六四―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一〇〇ハッピーウエル二一〇二〇三号

安田 慎

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月十五日岡山県指令建指第五一七号

〔三七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字畑間一―二六四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目三―七―ニブルースター東宮B一〇七

大塚 勇輔

大塚 友希

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十三日岡山県指令建指第五二四号

〔三七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字八反地一九一一一、一九一一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一一一シャーメゾンアリビオ二〇五

三宅 祥平

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月十日岡山県指令建指第一二号

〔三七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字赤坂四三五―三、四三五―七、四三六―三、四三七―一、四三七―

九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区木川東三―三―二七―三〇三号

北島 慶昭

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月二十二日岡山県指令建指第五一号

〔三七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字八反地一九一―一〇、一九一―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木八五六―五

三宅 章文

三宅 悦子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年四月十八日岡山県指令建指第二三号

〔三七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字向畑一―四七―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八三二―一ルミエールA二〇二

黒瀬 陽介

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月五日岡山県指令建指第七〇号

◎岡山県人事委員会公示第六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第六項の規定により、
次の職員団体の登録を取り消した。

令和五年七月二十一日

岡山県人事委員会委員長

吉 松 裕 子

職員団体の名称

取消しの日

自治労備前市職員労働組合

令和五年七月十三日

◎岡山県選管告示第五十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年七月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「倉敷市児島下の町一〇―三七四」を「倉敷市児島下の町一―一六」に改め、表老人ホームの項中「岡山市南区箕島三五六―一」を「岡山市南区箕島三四九―一七」に改める。

◎岡山県公安委員会規則第十一号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年七月二十一日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十五号中「G7倉敷労働雇用大臣会合警備対策室及び」を削る。

第四十条第二項を削り、同条第三項中「第一項第十号」を「前項第十号」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

◎公立大学法人岡山県立大学公告第三号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月21日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名
岡山県立大学サービスマスター群（メール脅威対策サーバ）更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学サービスマスター群（メール脅威対策サーバ）更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年度において県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス」の格付区分がAであるものであること。

(2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

令和5年7月21日 岡山県公報 第12516号

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 貸借する物品について、第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、その営業種目が、「大分類9 その他、小分類12 レンタル・リース類」であつて、その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7537
 - (2) 申請書の提出期限
令和5年7月24日（月）正午
- 4 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先
〒719-1197 総社市窪木111
公立大学法人岡山県立大学総務課学部事務班
電話 (0866) 94-2731（直通）
FAX (0866) 94-2732
電子メールアドレス gakubujimuhan@ad.oka-pu.ac.jp
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
 - ア 交付期間
令和5年7月21日（金）から同月27日（木）まで
 - イ 交付方法
岡山県立大学ホームページ (<https://www.oka-pu.ac.jp/index.php>) に記載する。
 - (3) 入札説明会
開催しない。
 - (4) 入札参加申出手続
入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならぬ。
 - ア 提出期間
令和5年7月21日（金）から同月28日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（いう。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
(1)の場所に同じ。
 - ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年7月31日(月) 午後2時
〒719-1197 総社市窪木 111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和5年7月31日(月)の午前11時30分までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for Okayama Prefectural University campus mail threat protection server.

- (2) Service period :
From October 1, 2023 through September 30, 2028
- (3) Date and place of delivery :
As specified by bid explanatory leaflet
- (4) Time limit for tender :
July 31, 2023, at 2:00 P.M. (by mail 11:30 A.M. July 31, 2023)
- (5) Contact point for notice :
General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)